岩手県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定により、令和８年11月18日から同年12月16日まで関係書類を縦覧に供する。

令和８年11月13日

岩手県知事　達　増　拓　也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
笹谷地区	当該決定に係る換地計画書の写し	一関市役所